

2014年1月吉日

平成26年4月1日以降の消費税の取り扱いについて

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ変更されることに伴い、グリーン経営認証料金に関する消費税も税務関係からのご指導により以下のような取り扱いとさせていただきます。

1. 消費税の課税時点

認証登録料金（審査料、登録料、その他）への消費税の課税は、認証登録処理日を以て税率が適用されます。

2. 消費税の適用区分

今回の消費税改定に伴う5%、8%の課税の適用は以下の様になります。

- ① 認証登録料金を、平成26年3月31日（月）までに、銀行振り込みされた場合は、消費税は5%を適用いたします。
- ② 4月1日以降の振込の場合には消費税8%を適用いたします。

以上お知らせいたします。

なお、ご不明の点はエコモ財団交通環境対策部へ電話（03-3221-7636）でお問い合わせください。

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団